

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和2年10月22日(2020.10.22)

【公開番号】特開2019-186138(P2019-186138A)

【公開日】令和1年10月24日(2019.10.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-043

【出願番号】特願2018-78156(P2018-78156)

【国際特許分類】

H 01 M	2/20	(2006.01)
H 01 M	2/10	(2006.01)
H 01 G	11/76	(2013.01)
H 01 G	11/10	(2013.01)
H 01 M	2/34	(2006.01)

【F I】

H 01 M	2/20	A
H 01 M	2/10	M
H 01 G	11/76	
H 01 G	11/10	
H 01 M	2/34	B

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月8日(2020.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

このような構成の蓄電モジュールによると、絶縁プロテクタを蓄電素子群に組み付ける際の蓄電素子の並び方向の寸法誤差等による収容枠間の隙間にばらつきがある場合でも、蓄電素子群に接続モジュールを取り付ける際に、連結部が伸縮することで隣り合う前記収容枠間の隙間の大きさを変化させることができ、隣り合う収容枠間の寸法誤差を吸収することができる。これにより、接続モジュールの蓄電素子群への取り付けの際に、蓄電素子の並び方向における寸法誤差等に起因した取り付け作業の不具合を防ぐことができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

収容枠82は、図2に示すように、左右方向に長い扁平な略矩形枠型状に形成されており、収容枠82内には、複数のバスバ60が左右方向に並んで配置されるようになっている。なお、本実施形態では、蓄電素子群20の後側に配される接続モジュール40の右側端部および図示しない左側端部のバスバ保持部81は、3つのバスバ60を保持しており、蓄電素子群20の後側に配される接続モジュール40において右側端部および左側端部を除くその他のバスバ保持部81と、蓄電素子群20の前側に配される接続モジュール40の全てのバスバ保持部81は、5つのバスバ60を保持する構成とされている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

収容枠82は、図10に示すように、蓄電素子21の並び方向に延びて、かつ並び方向と直交する方向に対向する一対の長辺壁82Bと、収容枠82の左右方向両端部において並び方向と直交する方向に一対の長辺壁82Bを連結する短辺壁（「壁部」の一例）82Aとによって構成されている。短辺壁82Aのそれぞれの下部には、図5および図9に示すように、収容枠82の長辺壁82Bよりも下方に突出した突出片83が設けられている。突出片83は、接続モジュール40が蓄電素子群20に取り付けられた状態では、蓄電素子21における絶縁支持部25に対して左右方向に係止可能となっており、バスバ保持部81が蓄電素子群20に対して左右方向に位置ずれすることを防ぐことができるようになっている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0045】

位置決め突片88は、図4および図13に示すように、支持部84よりも下方に突出した側面視逆台形の板状をなし、位置決め突片88の収容枠82からの突出寸法L1は、蓄電素子群20の素子間凹部28の深さ寸法L2よりも小さく設定されている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0071

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0071】

本実施形態の接続モジュール40では、バスバ60がバスバ保持部81の抜止部85との間ににおいて公差吸収クリアランスCL1を有すると共に、電極端子22の突部24との間にクリアランスを有した状態で配されており、各クリアランス内においてバスバ60が蓄電素子21の並び方向に移動可能となっている。また、バスバ60の端子接続部61の長さ寸法は、隣り合う蓄電素子21の電極間ピッチにおける最大ばらつき量と電極端子22における端子接続部61との接続領域の長さ寸法との和よりも大きく設定されている。